

とくべつけいほう ぼうふうけいほうはつれい ともなう そ ち 特別警報および暴風警報発令に伴う措置について

かどましりつはやみしょうがっこう
門真市立速見小学校

◆「**暴風警報**」もしくは「**特別警報**」発令の場合

1. 午前7時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「**暴風警報**」もしくは「**特別警報**」が発令されている場合
→ 登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
2. 午前9時現在、大阪府全域または東部大阪地域または門真市に「**暴風警報**」もしくは「**特別警報**」が発令されている場合
→ 臨時休業とします。
3. 午前7時から午前9時の間に、「**暴風警報**」もしくは「**特別警報**」が解除された場合
→ 午前10時から授業を開始します。
9時45分から10時の間に学校に着くように集団登校させてください。
4. 児童が在学中に、「**暴風警報**」が発令された場合
→ 安全確保に留意の上、速やかに集団下校させます。その場合は、学校よりミマモルメの一斉メールを配信します。
5. 児童が在学中に、「**特別警報**」が発令された場合
→ 教育委員会と協議の上、ただちに身を守るため避難等の措置をします。(基本的に児童は保護者が迎えにくるまで学校で待機します。) その場合は、学校よりミマモルメの一斉メールを配信します。

◆「**大雨警報**」「**洪水警報**」発令の場合

- ※ 府下の各市・市内各校の地域の状況により措置が異なります。何らかの措置を講じる場合は、教育委員会と協議の上、学校よりミマモルメの一斉メールを配信します。
連絡のない場合は、平常どおり集団登校させて下さい。

- ◆ ミマモルメに加入されていないお宅には、個別に電話連絡いたしますが、電話回線も少なく対応に時間がかかりますので、可能な限り加入していただきますようよろしくお願いいたします。

地震発生時に伴う措置について

◆登校前に発生した場合

1. 地震は、突発的に起きるものであり、学校から事前に指示連絡はできません。したがって、地震の規模、校区の被害状況及びテレビ・ラジオの報道等から登校させてよいかどうか、ご家庭で判断し、責任をもって対応して下さい。
2. その後、学校から連絡可能な場合、できる限り速やかに措置内容をお知らせします。しかし、非常事態の時は、連絡が遅れたり、あるいはできないこともあります。その場合、教育委員会より休校措置がとられることとなります。

◆在校中に発生した場合

1. 校内の安全な場所に誘導し、児童の安全確保に努めます。
2. 児童の下校にあたっては、学校は市より非常災害時の避難場所に指定されていますので、下校の安全確保がとれるまで、全児童を学校に待機させます。
3. 下校させても危険がないと判断した場合は、平常どおりの下校、または状況によっては教職員の引率のもと集団下校や保護者の引き渡しによる下校を行います。
4. 非常事態となり、ミマモルメや電話連絡が困難となった場合は、引き続き全児童を学校に待機させますが、学校からの連絡の有無にかかわらず、各保護者が直接学校までお子様を引き取りに来て下さい。
5. 「放課後児童クラブ」に入っているお子様も、保護者が来られるまで学校に待機させていただきます。
6. 児童の引き渡しは、引き渡しカードに記載されている引き取り者のみとなります。ご了承下さい。

※お願い

- ・日頃からの近隣の方々と連絡が相互に取り合えるよう連携を密にしておいていただくことが大切です。
- ・緊急時の避難場所や家族間の連絡方法など、日頃から話し合っておいてください。